

金利過払い金

返還求め提訴

消費者金融に11人

大手消費者金融などへ



社に利息制限法を上回る金利を払わされたとして、旭川市と空知管内在住の十一人が十七日、過払い金の返還などを求め

る訴訟を旭川地裁と旭川、深川、滝川各簡裁に起こした。訴えは合計で二十三件、請求総額は約千九百万円。

訴えによると、十一人

は一九八二年から昨年十月までの間に消費者金融などから、利息制限法が定める年利15〜20%を超える約25〜100%の金利で金を借り、請求されるままに利息を払い続

けた。このほか債務整理のため取引履歴の開示を求めた二人に対し、業者側が拒否したり数値を改ざんしたりしたため、債務額を確定できず作業が遅れたとして損害賠償も求めている。被告のうち消費者金融大手のプロミス広報部（東京）は「詳細は聞いていない。個別の案件にはコメントしかねる」と話している。